余剰電力売却仕様書

１　概　要

(1) 件　名　　函館市日乃出清掃工場の発電余剰電力売却

(2) 供給場所　　函館市日乃出町２６番２号　　函館市日乃出清掃工場

(3) 業　種　　廃棄物の焼却処理施設

(4) 発電設備　　１，６６０ｋＷ

(5) 最大受電電力　　１，０５０ｋＷ

(6) 供給電気方式等

ア　供給電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧(標準電圧)　　６，０００Ｖ

ウ　計量電圧(標準電圧)　　６，０００Ｖ

エ　標準周波数　　５０Ｈｚ

オ　供給方式　　１回線方式

(7) 受給地点

北海道電力株式会社の 20 画 56 区 20 図 56 番 74 の 83 号柱より引込みの函館市所有日乃出清掃工場構内第１号柱に施設した函館市の区分開閉器電源側接続点

(8) 電気工作物の財産分界点および保安上の責任分界点

受給地点に同じ

２　売却仕様

(1) 売却期間　　令和６年（２０２４年）４月　１日　０時から
令和７年（２０２５年）３月３１日２４時まで

(2) 契約方法　　単価契約

(3) 売却電力量１kWh あたりの契約単価の区分

時　間　帯　区　分		
平日昼間時間帯(※)	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの午前 8 時から午後 10 時までの時間
	冬季	毎年 12 月 1 日から 2 月末日までの午前 8 時から午後 10 時までの時間
	その他季	夏季・冬季以外の午前 8 時から午後 10 時までの時間
その他時間帯		平日昼間を除く時間帯

※平日昼間時間帯とは，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日を除く昼間時間帯

(4) 予定売却電力量

平日昼間 時間帯(※)	夏季	３６１，５６０kWh
	冬季	５２３，６８０kWh
	その他季	１，１９７，４１０kWh
その他時間帯		２，５２２，７９０kWh
合　計		４，６０５，４４０kWh

３　その他

(1) 協議

その他，仕様書に定めのない事項については，一般送配電事業者の定めに準ずるものとし，函館市と電力購入者が協議して定めるものとする。

(2) 発電側課金の取扱い

ア　電力・ガス取引監視等委員会（電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の２の規定により経済産業省に設置）において検討されている発電側課金が売却期間内に導入された場合は，併せて国が示すこととしているガイドラインに基づき，甲及び乙は発電側課金の転嫁に係る契約変更の協議を行い，必要な額を電力量料金に転嫁するものとする。

イ　発電側課金の支払や請求方法については，発電側課金の詳細が未定であるため，今後，一般送配電事業者が定める約款等による。

(3) 添付資料

・参考資料－１：令和６年度（２０２４年度）発電機付３号焼却炉運転計画および予定売却電力量

・参考資料－２：バイオマス比率実績

・参考資料－３：発電機運転日数および売却電力量実績

・参考資料－４：売却電力量実績（令和４年１１月～令和５年１０月）